

2024年3月25日

「サステナビリティ経営支援サービス」の取り組みについて ～第1号案件 株式会社エコ物流のサステナビリティ経営方針の策定等をサポート～

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、株式会社エコ物流（代表取締役 廣川 芳子）に対して、サステナビリティ経営の実現に向けた取り組みをサポートしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、当行が企業におけるサステナビリティ活動のレポートを作成し、企業のサステナビリティ経営方針とサステナビリティガイドラインの作成を支援する「サステナビリティ経営支援サービス※」により取り組んだものです。

当行では、地域金融機関として、地域の事業者の皆さまのサステナビリティ経営の促進と企業価値向上に貢献し、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

※関連資料

2023年4月7日 ニュースリリース

[「サステナビリティ経営支援サービス」の取り扱い開始について～SDGs 関連サービスの高度化に伴う改定～](#)

記

1. 対象企業の概要

項目	内容
対象企業	株式会社エコ物流（代表取締役 廣川 芳子）
住所	栃木県真岡市西沼 831
業種	運送、リサイクル業
特徴	平成4年創業。真岡市でリサイクル業を営む。取扱品は古紙やビン、ペットボトルなど幅広く、本業を通してサーキュラーエコノミーの形成へ貢献する。また、創エネルギー活動や省エネ設備の導入により、カーボンニュートラルの実現へも貢献している。

2. 策定したサステナビリティ経営方針について

添付の資料をご参照ください。

以上



足利銀行



めぶきフィナンシャルグループ

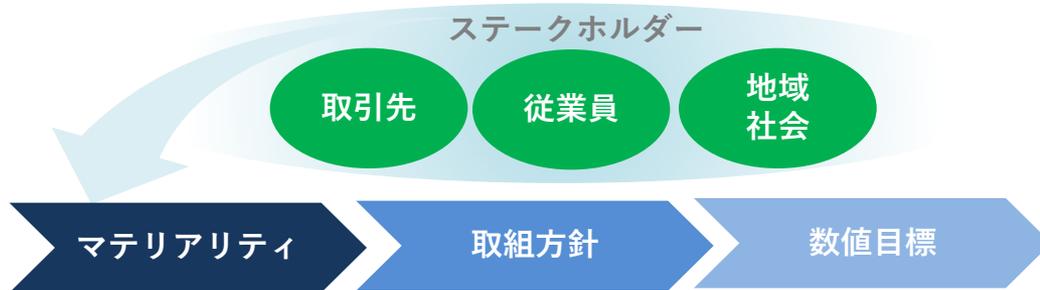
足利銀行

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号 〒320-8610

TEL.028-622-0111(大代表) www.ashikagabank.co.jp

株式会社エコ物流 サステナビリティ経営方針

当社は「地球のかけがえのない限られた資源を大切に」をモットーに事業活動を営むことで、地球環境の保全へ貢献します。



行動方針

1. 再資源化を推進し資源を大切にします
2. 環境問題を理解し、地球環境の保全及び汚染防止に努めます
3. 地球環境保全のため関連法令や規制、条例、顧客要求事項を遵守します
4. サステナビリティ経営方針を定め、その実施状況を確認し継続・見直しを行います
5. サステナビリティ経営方針を全社員へ周知徹底し環境保全に対する意識向上に努めます

1. サークュラーエコノミーへの貢献

本業である、廃棄物の回収及びリサイクルを通してサーキュラーエコノミーの形成に貢献する

- ・紙類の回収を2027年までに30%増加させる
- ・RPFの原料となるリサイクル材の販売を2027年までに20%増加させる

2. カーボンニュートラルへの貢献

環境負荷軽減に貢献する設備を積極的に導入することで、カーボンニュートラル実現へ貢献する

- ・2027年までにEVトラックおよび充電設備を導入する

3. ダイバーシティ経営の推進

高齢者や障がい者を含め、多様な人材が活躍できる職場環境を提供する

- ・60歳以上の従業員を年間2名新規雇用する
- ・障がい者を年間1名新規雇用し、法定雇用人数以上を維持する

4. 働き方改革

IT化を推進し効率化を図ることで、長時間労働を抑制する

- ・2027年までにAI点呼を導入する

5. 労働安全衛生の向上

運送部門およびリサイクル部門ともに、安全に働ける職場環境を整備する

- ・労働災害事故、交通事故共に年間0件とする
- ・安全に関する講習を年に3回以上実施する

創出する社会・経済価値

人間



豊かさ



地球



パートナーシップ



サステナビリティガイドライン

2024年3月

株式会社 エコ物流

サステナビリティガイドライン

1. はじめに

気候変動等の環境問題の深刻化、格差や貧困の拡大、感染症の拡大、紛争の勃発等、世界は難題に直面しており、企業を取り巻く環境も急速に変化、多様化、複雑化しています。

当社は、社会への貢献を目指し、お客様に満足いただけるサービスを提供するため、その安全性、品質等を追求してまいりました。また、企業には「持続可能（サステナビリティ）な社会の実現」に貢献する社会的責任があると認識し、環境負荷低減、人権尊重等に取り組んでおります。

近年、SDGs への関心の高まりなど、社会課題の解決に向けた企業への期待も高まっております。そのため、本ガイドラインにより、ビジネスパートナーであるお取引先様と「持続可能な社会の実現」に関する認識を共有し、共に社会から期待される役割を果たしてまいりたいと考えております。

2. 本ガイドラインの目的

当社は、前述のとおり、社会へ貢献するためお客様に満足いただけるサービスを提供しておりますが、これは「社会に対して良い影響を及ぼすこと」を目指しているものです。

しかしながら、一般的に企業活動は社会や環境に多様な影響を及ぼす可能性があると考えられております。また、企業には「持続可能な社会の実現」に貢献する責任があると考えております。

この度、当社ではその貢献のために必要な事項を検討し、明文化することに取り組み、その一環として本ガイドラインを策定いたしました。その際、ISO26000（社会的責任に関する手引）を参考にし、従来は常識で当然のことと考えていた「差別の禁止」や「汚職・贈収賄の禁止」などについても、透明性や説明責任の観点から明文化することといたしました。

本ガイドラインにより、当社の全役職員はもちろんのこと、ビジネスパートナーであるお取引先様とも「持続可能な社会の実現」に対する認識を共有し、共に貢献してまいりたいと考えております。

お取引先の皆様におかれましては、本ガイドライン策定の趣旨をご理解いただき、本ガイドラインに基づく取り組みを推進していただきますとともに、皆様のお取引先へも取り組みを要請していただきますようお願いいたします。

3. サプライヤー行動規範

(1) 人権・労働

1) 差別の禁止

人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、出身地、宗教、障がいなどを理由とした採用、昇進、賃金、教育訓練などの雇用に関する差別をしない。

2) ハラスメントの禁止

事業活動のあらゆる場面で、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントを禁止する。

また、ハラスメントに関する相談体制を整備する。

3) 児童労働の禁止

法令で禁止されている児童の労働を禁止する。

4) 強制労働の禁止

暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、社員等の意思に反して労働を強制しない。

5) 適正な賃金

最低賃金等、賃金、福利厚生に関する法令を遵守する。

6) 適正な労働時間

労働時間、休憩、休日、年次有給休暇の付与等に関する法令を遵守する。

また、時間外労働の抑制、年次有給休暇の取得促進に取り組む。

7) 労働安全衛生の確保

労働安全衛生に関する法令を遵守するとともに、安全で健康的な職場環境の整備に取り組む。

また、事故の未然防止、精神面も含めた疾病の予防等に取り組む。

8) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

雇用形態にかかわらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応する。

9) 結社の自由、団体交渉の権利の尊重

社員が労働組合を結成する権利（団結権）、使用者（会社）と団体交渉する権利（団体交渉権）、要求実現のために団体で行動する権利（団体行動権（争議権））を尊重する。

(2) 環境

1) 廃棄物の管理

廃棄物に関する法令を遵守し、適正に処理する。

また、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組む。

2) エネルギー利用の効率化

エネルギー利用の効率化（省エネルギー）に取り組む。

3) 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガス排出量を把握し、排出の計画的な削減に取り組む。

4) 有害化学物質の管理、削減

法令等で規制されている化学物質の使用等の状況を把握し、法令を遵守し、適正に管理する。

また、その使用量の削減に取り組む。

5) 生物多様性の保全

自社の活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、その低減に取り組む。

6) 大気、水、土壌等の汚染防止等

大気、水、土壌等の汚染防止に関する法令を遵守し、汚染防止に取り組む。

また、自社の周囲の生活環境を保全するため、騒音規制、振動規制に関する法令を遵守し、その低減に取り組む。

7) 環境マネジメント

環境に関する法令を遵守するとともに、環境を保全する管理体制を整備する。

8) 再生可能エネルギーの利用

再生可能エネルギーの利用を推進する。

9) 天然資源の持続的利用

天然資源の持続的利用に配慮した調達、効率的な利用に取り組む。

(3) 公正な事業慣行

1) 汚職・贈収賄等の防止

汚職・贈収賄を禁止する。

また、反社会的勢力との関係を遮断する。

2) 不正な競争・取引等の禁止

不正な競争・取引、記録等の偽造・改ざん・隠ぺい等を禁止する。

3) 知的財産の保護

自社の知的財産を保護するよう、適切に取り組む。

特許侵害防止調査の実施などにより他社の権利への侵害を未然に防止する。

4) 個人情報保護

個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱う。

5) 紛争鉱物の取り扱い禁止

紛争地域で採掘された鉱物資源を取り扱わない。

(4) サービス

1) サービスの安全性の確保

適用される法令を遵守するとともにサービスの安全性を確保する仕組みを構築し、運用する。

2) 品質の保証

サービスの品質を保証する仕組みを構築し、運用する。

また、不具合発生時の対応、原因究明、被害の拡大防止、再発防止等に関する手順、体制を整備する。

3) 環境に配慮したサービスの提供

ライフサイクル全体で環境に配慮したサービスを提供する。

(5) 組織体制

1) 法令の遵守

法令遵守の考えを社内に徹底する。

確実に法令を遵守するよう、体制・仕組みを整備する。

2) 事業の継続

事故や災害、感染症などの発生時における BCP（事業継続計画）を策定する。

3) 情報の開示

自社の人権・労働、環境、公正な事業慣行などに関する取り組み状況を Web サイトなどで適宜、公開する。

4. お取引先の皆様へ

当社は、本ガイドラインにより、ビジネスパートナーであるお取引先様とサステナビリティに関する認識を共有し、共に社会から期待される役割を果たしてまいりたいと考えております。

(1) ガイドラインの遵守

お取引先の皆様と締結しております「取引契約書」と併せ、本ガイドラインの遵守をお願いします。

(2) 体制の整備

本ガイドラインを遵守し、取り組みを推進するため、社内体制を整備し、運用していただくことをお願いします。

また、内部監査等により、法令違反、本ガイドライン違反の防止をお願いします。

(3) サプライチェーンへの周知徹底

お取引先の皆様の調達先、サプライチェーン全体にも、本ガイドラインの周知徹底をお願いします。

(4) ガイドラインの合意確認

お取引先の皆様が本ガイドラインを理解し、同意したことの確認として、「サプライヤー合意確認書」の提出をお願いする場合があります。

(5) 遵守状況の確認

お取引先の皆様に、本ガイドラインを遵守していただいていることを確認させていただくため、必要に応じて関係帳票類等の提出、事務所、工場等の現地調査をお願いする場合があります。

5. お問い合わせ先

本ガイドラインに関するお問い合わせは下記までお願いします。

お問い合わせ先 真岡市 西沼 831
株式会社 エコ物流
電話番号 0285-83-2918

パートナー合意確認書

当社は、貴社のサプライヤーサステナビリティガイドラインに合意したサービスを提供します。

	日 付	年	月	日
住 所				
会 社 名 (氏名)				
代表者の役職名 及び氏名				
担当部署名				
担当者の役職名 及び氏名				
電 話 番 号				